| | | |
|---|---|---|
| 人ハプトグロビン | 93,300円 | 内容量が100ｍＬであるとき。<br>２本 |

２の生物学的製剤の項乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン（中間段階）目の中「3.3.1を除く。」を「3.3.1、3.3.2.1及び3.3.3を除く。」に改め、同項乾燥細胞培養痘そうワクチン（最終段階）の目中「3.4（3.4.2及び3.4.5を除く。）」を「3.4.1及び3.4.3」に改め、同項乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの目中「3.4（3.4.2、3.4.4、3.4.6及び3.4.10を除く。）」を「3.4.3、3.3.7、3.3.8及び3.3.9」に改め、同項肺炎球菌ワクチンの目中「、3.2.4及び3.2.7」を「及び3.2.4」に改め、同項沈降７価肺炎球菌結合型ワクチン（無毒性変異ジフテリア毒素結合体）の目中「3.4.2、」を削り、同項沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン（最終段階）の目中「3.2（3.2.1、3.2.2、3.2.3、3.2.5及び3.2.12を除く。）」を「3.2.4、3.3.6、3.3.8、3.3.9、3.3.10及び3.3.11」に改め、同項乾燥弱毒生風しんワクチン（中間段階）及び乾燥弱毒生麻しんワクチン（中間段階）の目中「3.3.1」の次に「、3.3.2.1、3.3.3」を加え、同項乾燥人フィブリノゲンの目中「、3.5及び3.8」を「及び3.5」に改め、同項乾燥濃縮人血液凝固第Ⅷ因子の目中「3.4、3.7及び」を削り、同項乾燥スルホ化人免疫グロブリンの目中「、3.9」を削り、同項ｐＨ４処理酸性人免疫グロブリンの目中「、3.7」を削り、同項ポリエチレングリコール処理人免疫グロブリンの目中「、3.7及び3.8」を「及び3.8」に改め、同項乾燥ポリエチレングリコール処理抗破傷風人免疫グロブリンの目中「、3.9及び3.10」を「及び3.10」に改め、同項人ハプトグロビンの目中「3.2、3.4、3.7及び3.8」を「3.4及び3.8」に改める。

**○厚生労働省告示第七号**

国立感染症研究所試験検査依頼規程（昭和三十五年厚生省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表第一及び別表第二を次のように改める。

**別表第一**（第五条関係）

| 試験検査項目 | 手数料 |
|---|---|
| １　ウイルスに起因する疾病に関する試験検査 | |
| ⑴　補体結合抗体価測定試験 | 281,200円 |
| ⑵　赤血球凝集抑制試験 | 281,200円 |
| ⑶　赤血球凝集反応試験 | 281,200円 |
| ⑷　ウイルス分離試験 | |
| ア　組織培養による場合 | 74,700円 |
| イ　ふ化鶏卵による場合 | 128,500円 |
| ウ　サックリングマウスによる場合 | 136,900円 |
| ⑸　中和抗体価測定試験 | |
| ア　組織培養による場合 | 169,400円 |
| イ　ふ化鶏卵による場合 | 143,700円 |
| ウ　サックリングマウスによる場合 | 286,700円 |
| ⑹　酸耐性試験 | 186,700円 |
| ⑺　熱耐性試験 | 186,700円 |
| ⑻　エーテル耐性試験 | 186,700円 |
| ⑼　ＤＮＡ阻害剤耐性試験 | 186,700円 |
| ⑽　同定試験 | |
| ア　組織培養による場合 | 169,400円 |
| イ　ふ化鶏卵による場合 | 143,700円 |
| ウ　サックリングマウスによる場合 | 286,700円 |
| エ　ＳＤＳ－ポリアクリルアミドゲル電気泳動法によるウイルス核酸又はたん白の解析 | 51,200円 |
| ２　輸血用血液及び血液成分の試験検査 | |
| ⑴　人全血液 | 76,300円 |
| ⑵　人赤血球液 | 76,300円 |
| ⑶　解凍人赤血球液 | 76,300円 |
| ⑷　洗浄人赤血球液 | 76,300円 |
| ⑸　新鮮凍結人血漿 | 76,300円 |
| ⑹　人血小板濃厚液 | 76,300円 |
| ⑺　乾燥人血液凝固第Ⅷ因子 | 237,200円 |
| ⑻　乾燥人血液凝固第Ⅸ因子複合体 | |
| ア　原血漿が３人分以下の場合 | 155,000円 |
| イ　原血漿が50人分以上の場合 | |
| (ｱ)　発熱試験法によるとき | 308,500円 |
| (ｲ)　エンドトキシン試験法によるとき | 286,700円 |
| ⑼　乾燥濃縮人血液凝固第Ⅸ因子 | |
| ア　発熱試験法によるとき | 308,500円 |
| イ　エンドトキシン試験法によるとき | 286,700円 |
| ⑽　ヒスタミン加人免疫グロブリン（乾燥） | |
| ア　発熱試験法によるとき | 260,200円 |
| イ　エンドトキシン試験法によるとき | 238,400円 |

**別表第二**（第七条関係）

| 項目 | 手数料 |
|---|---|
| 試験検査成績書副本交付手数料 | |
| 和文　一通につき | 13,300円 |
| 和文以外　一通につき | 13,300円 |

**○厚生労働省告示第八号**

国立感染症研究所製品交付規程（昭和三十五年厚生省告示第八十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年一月十六日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

別表を次のように改める。

**別表**（第三条関係）

| 製品の名称 | 数量 | 交付手数料 |
|---|---|---|
| １　生物学的製剤国内標準品及び生物学的製剤国内参照品 | | |
| ⑴　抗原 | | |
| 標準インフルエンザワクチン（ＣＣＡ用） | １本（10cc） | 38,200円 |
| 参照インフルエンザワクチン（卵中和試験用） | １本（10cc） | 54,500円 |